

令和6年度山口市いじめ問題対策連絡協議会

本市におけるいじめの状況等について

令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題の現状について(概要)

1 要 旨

文部科学省が全国における標記調査の結果を取りまとめたところであり、当該結果における山口県の状況について公表する。

2 調査対象

国公立の小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校

3 山口県における生徒指導上の諸課題の現状（国公立立計）

	山 口 県		全 国	
暴力行為の 発生件数 (小・中・高・中等)	910件 (+85)	発生率 7.0件 (+0.8)	108,987件 (+13,561)	発生率 8.7件 (+1.2)
いじめの 認知件数 (小・中・高・中等・特)	4,247件 (+380)	認知率 32.0件 (+3.2)	732,568件 (+50,620)	認知率 57.9件 (+4.6)
不登校 児童生徒数 (小・中・高・中等)	小学校 1,284人 (+311)	出現率 20.7人 (+5.5)	130,370人 (+25,258)	出現率 21.4人 (+4.4)
	中・中等前期課程 2,286人 (+226)	68.0人 (+7.0)	216,112人 (+22,176)	67.1人 (+7.3)
	高・中等後期課程 387人 (+42)	13.0人 (+1.6)	68,770人 (+8,195)	23.5人 (+3.1)
高等学校の 中途退学者数 (高・中等後期課程)	411人 (+40)	中途退学率 1.2% (+0.1)	46,238人 (+2,837)	中途退学率 1.5% (+0.1)

※ 暴力行為発生率、いじめ認知率、不登校出現率については、児童生徒1,000人当たりの数

※ () 内は前年度との比較 白抜きは全国数値を上回った数値

※＜国立学校数＞ 小学校2校、中学校2校、特別支援学校1校

＜公立学校数(分校含む)＞ 小学校273校、中学校141校(中等教育学校前期課程1校を含む)、
高等学校56校(中等教育学校後期課程1校を含む)、特別支援学校13校

＜私立学校数＞ 中学校8校、高等学校22校

令和6年度 児童生徒安心支援室組織図

学校教育課
指導担当

課長: 上田

副参事(小): 楫間 副参事(中): 野上

指導主事: 馬屋原・中村・梶山・中田・山本・大持・吉村・三時・原田

児童生徒安心支援室

室長



副参事 野上

リーダー



生徒指導(中)
学校安全
大持



生徒指導(小)
教育相談
吉村

いじめ初動対応
サポーター



伊藤
(学校教育課)

いじめ不登校
専門相談員



木橋
(あすなろ第1)



厚東
(あすなろ第2)

教育
相談室



鮎川 岩田

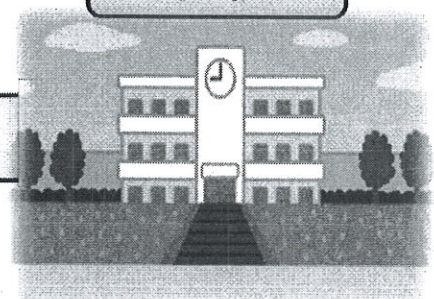
少年安全
サポーター



上利 柴本 深田

対応策を検討、実行

学校



「いじめ初動対応サポーター」と
「いじめ不登校専門相談員」は、
児童生徒安心支援室の指示で学
校を訪問し、連携・支援

学校を訪問し、連携・支援

事案によっては、SC・SSW
・学習支援員を派遣

いじめについては、速報カード提出後、担当指導主事、いじめ初動対応サポーター、
いじめ不登校専門相談員のいずれかが学校訪問し、学校と連携して支援を検討します。

学校と連携し、組織的な支援体制を強化

V いじめ・不登校等対策の充実

(単位：千円)

新 中学校及び高校0年生からの教育相談事業

26, 147

中学校及び高校入学前に全ての生徒に心理教育テストを実施し、SC（スクールカウンセラー）と児童生徒・保護者面談や、出身学校と進学先の教職員やSCとの情報交換を行うとともに、入学後4月にSCとの教育相談を行うことで、入学後も切れ目のない支援体制を構築し、いじめや不登校等の未然防止に係る教育相談体制の充実を図ります。

■取組① 全国初の取組として、入学前の生徒（中学校及び高校）を対象に心理教育テストを実施

○入学前の全ての生徒を対象に心理教育テストを実施し、小学校、中学校で不登校になっていた生徒や個別の支援計画をもつ生徒、進学先の学校生活で不安や悩み等を抱える生徒など、入学後にサポートが必要な生徒を早期に把握する。

■取組②-1 全国初の取組として、入学前の生徒、保護者を対象にSC面談を実施

○取組①で把握した生徒及び保護者を対象に、SCが面談を実施

■取組②-2 出身学校の教職員等との情報共有

○取組①で把握した生徒の出身学校の教職員等と進学先のSCが情報共有を行う。

■取組③ 入学後、SCによる早期の教育相談

○取組①、②で教育相談が必要と判断した生徒及び保護者を対象に、入学後4月に2回、SCが対面での教育相談やオンライン相談（チャット相談）を実施する。

入学前の支援として 新たな2つの取組

①心理教育テストや、②生徒やその保護者に対するSCによる面談の実施、出身学校の教職員とSC等が情報交換できる体制を確立し、入学後の学校生活へ強い不安や悩みを抱える児童生徒を各学校が早期に把握



入学後の支援として 新たな1つの取組

従来までのカウンセリング体制に加えて、③入学後4月に学校生活への不安や悩みを抱える生徒やその保護者が、SCと対面での教育相談（自宅からSCにオンライン相談やチャット相談ができる体制も整備）を行うことで、入学後の学校生活への支援を強化

いじめ・不登校等対策強化事業

182, 803

「山口県いじめ防止基本方針」に基づき、生徒指導上の諸課題に実効的に対応するため、外部専門家の配置や、関係機関との連携強化等による生徒指導・教育相談体制の充実を図ります。

■いじめ相談・支援体制の充実

○全ての公立学校の児童生徒がスクールカウンセラー（SC）に相談できる体制の整備

○中学校区単位でSCを配置し、コミュニティ・スクールの連携・協働体制等を生かしながら、小中連携により、SCを中核とした義務教育9年間の切れ目のない支援体制を構築

○1人1台タブレット端末等を活用した、オンラインによる相談・カウンセリングの推進

山口市教育委員会学校教育課(生徒指導担当あて)	
提出先	「First Class」>教育委員会(学校教育課)>調査回答B>『いじめ速報カード』のフォルダに、認知した時点から24時間以内に御提出をお願いします。

数式・リストが入っています

いじめ速報カード(山口市)

提出年月日	2024年4月10日 (水)	学校名	学校
続報カード提出予定日	2024年7月10日 (水)		

提出年月日を入力すると、自動的に入ります。入力は、

2021/5/20

のように、西暦/月/日を「/」で区切ってください。

認知年月日も同様の入力をお願いします。

いじめの区分(リストから選択)	仲間はずれ、集団による無視をされる。
区分の詳細	集団による無視

認知年月日	2024年4月10日 (水)	認知の方法(リストから選択)	学校の教職員以外からの情報により発見
認知の区分(リストから選択)	本人からの訴え		

リストから選択してください。

被害児童・生徒氏名	□□ □□	性別	女	学年・組(担任)	3 年 1 組 担任
加害児童・生徒氏名	△△ △△(3年1組 男)、○○ ○○(3年2組 女)				

キーワードを直接入力してください。

【いじめの概要】(※事実のみを簡潔に記述すること)

「いつ」	2022/5/20の昼休み中	「どこで」	3年1組教室
「誰が」	△△△△、○○○○	「何を」	無視
「なぜ」	前日にけんか	「どのように」	友達二人で

リストから選択してください。

リストから選択してください。

現在までの状況(時系列)
5月20日
・昼休みに、声をかけた□□に対し、友達二人で無視をした。
・本人は、泣いて担任に訴えた。
・いじめ対策委員会を開き、対応を検討する。
・担任が□□保護者へ電話連絡し、△△、○○から事情を確認することを伝える。
・放課後、担任を中心に△△、○○から事情を聞き取る予定。
・放課後、担任から保護者へ電話連絡する予定。

リストから選択してください。

時系列に従って、5W1Hを明確にし、
事実に基づき、客観的に記録してください。

リストから選択してください。

○、学校の対応(実施済)	☐ 校長、教頭への連絡	☒ 周囲にいた児童・生徒への指導・支援	
	☐ いじめ対策委員会の設置	☐ 被害児童・生徒の保護者連絡	
	☒ 事実確認(ききとり、アンケート等)	☒ 加害児童・生徒の保護者連絡	
	☐ 被害児童・生徒への指導・支援	☐ SC等への連絡・相談	
	☒ 加害児童・生徒への指導・支援	☐ 教育委員会への第一報(電話連絡等)	
	対応のレベル	☐ 学校で対応できる	☐ 関係機関との連携が必要である

リストから選択してください。

※ファイル名を、「西暦+月日(半角)+学校名+何件目」に変えて提出してください。
(例: 202240100小①) ←①は「1件目」という意味

記載者	□□ □□
-----	-------

山口市教育委員会学校教育課(生徒指導担当あて)	
提出先	First Class>教育委員会(学校教育課)>調査回答B>「いじめ続報カード」のフォルダに、対応の見通しが立った段階で御提出をお願いします。

数式・リストが入っています

いじめ続報カード(山口市)

提出年月日	2022/7/13	(水)	学校名		学校
速報カード提出年月	2022/4/13	(水)	速報カード提出後経過日数	3日	

速報カードを提出した日付を入力してください。入力は、

2022/4/13

のように、西暦/月/日を「/」で区切ってください。

提出年月日も同様の入力をお願いします。

速報カードの内容	4月13日	・昼休みに、声をかけた□□に対し、友達二人で無視をした。 ・本人は、泣いて担任に訴えた。 ・いじめ対策委員会を開き、対応を検討する。 ・担任が□□保護者へ電話連絡し、△△、〇〇から事情を確認することを伝える。 ・放課後、担任を中心に△△、〇〇から事情を聞き取る予定。 ・放課後、担任から保護者へ電話連絡する予定。
	4月13日 4月14日 7月13日	・放課後、△△・〇〇から事情を確認したところ、認める。 ・△△・〇〇が□□へ謝罪する。 ・担任が□□保護者及び△△・〇〇保護者へ電話連絡をする。 ・△△・〇〇保護者が□□保護者及び本人に電話にて謝罪する。 ・□□保護者より△△・〇〇保護者から電話で謝罪があったことの連絡が担任へ入る。 ・職朝にて、全教職員へ連絡。学年部を中心に気を付けて見守ることを確認。 ・本件について、児童・保護者に心配や気になることがあるか確認したところ、「現在、特に心配なことはない。」との回答があった。 - よって、いじめの解消と判断する。

いじめ速報カードの「現在までの状況(時系列)」欄に記入した内容をそのまま貼り付けてください。

その後の状況(時系列)	①対応の見通しが立った段階(認知より1週間程度)、 ②認知より3ヶ月経過した段階で御提出ください。 *3ヶ月経過し、「いじめに係る行為が止んでいること」 「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」を 本人保護者に確認できた際は 「いじめは解消していると判断する」と御記入の上、 アップロードしてください。
-------------	--

※ファイル名を、「西暦+月日(半角)+学校名+何件目」に変えて提出してください。
(例: 20220401〇〇小①) ←①は「1件目」という意味

記載者	□□ □□
-----	-------

いじめ事案対応フローチャート

山口県教育庁学校安全・体育課

① 情報入手

＜いじめ事案の情報源＞

- 【内部情報】 児童生徒及び保護者からの訴え、生活アンケート、教育相談、日常の観察等
- 【外部情報】 地域、関係機関等



② 情報共有

情報を得た教職員

【担任、部活動顧問、スクールカウンセラー（以下SC）等】

・生徒指導主任

・関係児童生徒学年等

管理職

いじめの疑いは一人で抱え込まず情報共有

③ 事実確認・方針検討

（１）いじめ対策委員会の開催①

- 被害・関係児童生徒への聴き取り方法等を検討
- ※いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように（5W1H）

いじめの疑いがある場合は、すみやかに、いじめ対策委員会にて情報共有

（２）被害児童生徒からの事実確認

- 被害児童生徒へ聴き取り
- 被害児童生徒の保護者へ報告
- ※家庭訪問等を行い、被害児童生徒の保護者からの要望を確認するなど被害児童生徒に寄り添った対応
- ※事案の内容等に配慮した聴き取り方法（例：猥褻事案→女性教員が聴き取り）

（４）いじめ対策委員会の開催②

- 把握した事実の確認
- 今後の対応方針の検討

いじめの認否【別紙参照】
※重大事態の可能性を検討
（いじめ防止対策推進法を確認）

（３）関係児童生徒からの事実確認

- 関係児童生徒へ聴き取り
- 聴き取りを行うことを関係児童生徒の保護者へ連絡
- ※聴き取りは一斉に実施、終了後は保護者へ報告

↑情報整理↓

学校対応いじめ事案

いじめ重大事態

④ 対応・経過観察

＜臨時職員会議＞

- 教職員への情報共有（事案概要）
- 指導方針（今後の対応等）、懲戒処分等（高校）の検討
- ※職員会議の前に生徒指導部で原案の作成

＜被害・加害児童生徒の保護者への事案説明及び謝罪＞

- 被害・加害児童生徒の保護者への事案の説明及び謝罪
- 被害児童生徒への支援説明、加害児童生徒への指導及び支援説明（SCとの教育相談等）

＜再発防止及び指導・支援＞

- SCによる被害・加害児童生徒への教育相談等
- 加害児童生徒への指導
- 学年集会等での全体指導
- 定期的な保護者連絡

【発生から3か月後】
面談等によるいじめの解消を確認

- ①市町教育委員会または山口県教育委員会へ報告
 - ②保護者説明会の開催・報道対応の検討
 - ③被害保護者に調査委員会の設置報告及び調査方針の説明
- ※山口県いじめ防止基本方針のガイドラインを参考
- 【市町教育委員会】
いじめ重大事態に係る発生報告（国様式1、2）の提出
- 【県立学校】
いじめ重大事態に係る発生報告（県立学校用、国様式1、2）の提出

＜調査部会（第三者）の設置及び調査＞

※主体の判断は教育委員会



①学校の設置者が主体
学校の設置者が委員（第三者のみ）を選出

②学校が主体
学校組織に第三者（SC、PTA会長、学校運営協議会長等）を加える

＜いじめ重大事態調査終了後＞

- 【市町教育委員会】
いじめ重大事態報告書（各市町教委用）の提出
- 【県立学校】
いじめ事案調査報告書（県立学校用）の提出

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂の概要



文部科学省

背景

- ・平成29年3月に学校の設置者及び学校（以下「学校等」という。）におけるいじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針等に則した適切な調査の実施に資するためガイドラインを作成
- ・重大事態の発生件数は、令和4年度に過去最多。法の施行から10年が経過したが、平時からの学校と設置者の連携不足により対応が遅れた例、事前説明不足により調査開始後保護者とトラブルになる例、重大事態調査報告書から、事実関係の認定や再発防止策が読み取れない例等が存在していることから、この度、ガイドラインを改訂。
- ⇒今回の改訂により、重大事態調査への学校や関係者の対応をより明確化。円滑かつ適切な調査の実施及びいじめ対象児童生徒や保護者等に寄り添った対応を促す。

○重大事態の発生を防ぐための未然防止・平時からの備えを記載【第2章】

- ・全ての学校に設置されている学校いじめ対策組織が校内のいじめ対応に当たって平時から実効的な役割を果たし、重大事態が発生した際も、学校と設置者が連携して対応をとるよう必要な取組を記載

○学校等のいじめにおける基本的姿勢を追記【第3章】

- ・重大事態調査を実施する際は、詳細な事実関係の確認、実効性のある再発防止策の検討等の視点が重要であること、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応することが必要であることを明記

○児童生徒・保護者からの申立てがあった際の学校の対応について追記【第4章】

- ・児童生徒・保護者からの申立てがあった時は、重大事態が発生したものであるとして報告・調査等に当たる。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、必要に応じて事実関係の確認を行う。また、申立てに係るいじめが起こり得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施することを記載

○第三者が調査すべきケースを具体化し、第三者と言える者を例示【第6章】

- ・自殺事案や被害者と加害者の主張が異なる事案、保護者の不信任が強い事案など調査組織の中立性・公平性を確保する必要性が高いケースを具体化するとともに、第三者の考え方を整理して詳細に記載

○（加害児童生徒を含む）児童生徒等への事前説明の手順、説明事項を詳細に説明【第7章】

- ・調査目的や調査の進め方について予め保護者と共通理解を図りながら進めることができるよう事前説明の手順、説明事項を詳細に記載

○重大事態調査で調査すべき調査項目を明確化【第8章】

- ・標準的な調査項目や報告書の記載内容例を示すとともに、調査に当たっての留意事項（聴き取り等の実施方法、児童生徒へのフォロー等）を記載
- ・調査報告書作成に係る共通事項（事実経過や再発防止策等）を明記

- （その他）
- ・調査の目的を明確化するとともに、各章において、記載の内容の見直し・充実を実施
 - ・重大事態対応におけるチェックリストを作成
 - ・「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月）」の内容も本ガイドラインに盛り込み、一本化

改訂のポイント

（ガイドライン改訂の背景）

全国的に、いじめ重大事態の発生件数の増加傾向にある。いじめ防止対策推進法の施行から10年経過したが、依然として法や基本方針、ガイドラインに沿った対応ができていないなど、調査の実施に係る様々な課題が明らかになってきたことをうけ、令和6年8月にガイドラインの改訂がされた。

（改訂のポイント）

調査の流れや調査組織、調査報告書の記載内容等について、詳細な記載がされている。また、重大事態対応におけるチェックリストも添付されており、実務上参考となるガイドラインに改訂されている。

（改正の概要）

①重大事態の発生を防ぐための未然防止・平時からの備え（第2章）

新たに、学校や学校の設置者における平時の備えについて記載された。

（学校における平時の備え）

- ・各学校で、いじめの早期発見・早期対応を徹底すること及びいじめを重大化させないために、教職員への法や基本方針、ガイドラインの理解を図っておくこと及び、児童生徒や保護者等に対し、学校いじめ基本方針を説明することの必要性が記されている。
- ・重大事態調査では、正確な記録が必要であるため、平時のいじめ対応記録においても、「5w1h」や「確認できた事項と確認できなかったこと」を客観的な記録として残すことが明示されている。 など

（学校の設置者における平時の備え）

- ・重大事態発生時に、迅速かつ適切に対応することができるよう、平時より学校と緊密に情報共有を行うとともに、首長部局や職能団体等と連携できる体制を構築しておくことの必要性が示されている。 など

②学校等のいじめにおける基本姿勢【第3章】

新たに、調査中における対象児童生徒への心のケアや、警察への相談・通報及び警察と連携した対応等について具体的に記載されている。

③児童生徒・保護者からの申立てがあった際の学校の対応【第4章】

保護者からの申立てがあった場合、必ず重大事態が発生したものとして調査に当たることが第4章2節に項立てされ、明記された。

④第三者が調査すべきケースの具体化と、第三者と言える者の例示【第6章】

新たに、第三者が調査すべき3つのケースが明示された。

- ・対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる場合
- ・被害と加害が錯綜しているなど、事案が複雑である場合
- ・学校と関係する児童生徒の保護者等との間に不信感が生じている場合

⑤（加害を含む）児童生徒等への事前説明の手順や説明事項の詳細【第7章】

平成29年度版において、対象児童生徒・保護者への説明する事項についての記載はあったが、改訂版では、調査のどこの段階で何を説明するかを明確に示している。

- ・いじめ重大事態が発生したと判断した時点での説明事項
- ・調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った時点での説明事項

⑥重大事態調査で調査すべき項目を明確化【第8章】

新たに、調査報告書に盛り込む標準的な項目や記載内容の例が示された。

また、アンケート調査や聞き取り調査実施の際の事前説明や留意事項が詳細に示されている。

⑦チェックリスト【別添】

「学校における平時からの備え」「重大事態発生時の対応」「対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明」「重大事態調査の進め方」「調査結果の説明・公表」に関するポイントを1つずつ確認しながら、調査を進めることができるようになっている。

不登校・いじめ 緊急対策パッケージ

～誰一人取り残されない学びの保障に向けて～

○不登校児童生徒数が、小・中学校で約30万人。そのうち学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生は、約11万4千人。いずれも過去最多
 ○いじめ重大事態の発生件数も、923件と過去最多。

不登校【緊急対策】

不登校の児童生徒全ての学びの場の確保、心の小さなSOSの早期発見、安心して学べる学校づくり等のため、文部科学省において3月に策定した「COCOLOプラン」の対策を前倒し。あわせて、不登校施策に関する情報が、児童生徒や保護者に届くよう、情報発信を強化。

COCOLOプラン 01 不登校の児童生徒全ての学びの場の確保

- 校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）未設置校へ設置促進（落ち着いた空間で学習・生活できる環境を学校内に設置）
- 教育支援センターのICT環境整備（オンラインで自宅等から学べるように）
- 教育支援センターのアウトリーチ機能など、総合的拠点機能の強化（どこにもつながっていない児童生徒に支援を届けるため、自治体の体制を強化）

02 心の小さなSOSの早期発見

- アプリ等による「心の健康観察」の推進（困難を抱える子供の支援に向けたアプリ等や専門家支援の活用した心や体調の変化の早期発見・早期支援）
- 子供のSOS相談窓口を集約して周知（1人1台端末を活用）
- より課題を抱える重点配置校へのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実

情報提供の強化

- 学びの多様化学校設置促進のための全国会議開催、「学びの多様化学校マイスター」派遣（設置ノウハウや課題の共有のための全国会議を開催するとともに、学びの多様化学校設置経験者を自治体に派遣し、相談・助言が受けられる制度の創設）
- 文部科学省による一括した情報発信（各教育委員会において作成した地域の相談支援機関等に関する情報を、文科省HPで一括情報発信）

組織的対応を支える取組

- R5年度予算によるCOCOLOプランに基づく対策（学びの多様化学校設置促進や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援及び医師会との連携、高校等における柔軟で質の高い学びの保障、保護者の会など保護者への支援等）を継続して実施。
- 学びの多様化学校に対する教職員の優先配置等をはじめ、誰一人取り残されない学びを保障する指導・運営体制を緊急的に整備。
- 学校いじめ対策組織にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールサポーター等の外部専門家を加えることで組織的に対応するとともに、安心して学べる学校づくりを推進

いじめ【緊急対策】

いじめの重大事態を防ぐための早期発見・早期支援を強化。あわせて、国による重大事態の分析を踏まえつつ、個別自治体への取組改善に向けた指導助言及び全国的な対策を強化。

いじめの早期発見の強化

- アプリ等による「心の健康観察」の推進（困難を抱える子供の支援に向けたアプリ等や専門家支援の活用した心や体調の変化の早期発見・早期支援）（再掲）
- 子供のSOS相談窓口を集約して周知（1人1台端末を活用）（再掲）
- より課題を抱える重点配置校へのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実（再掲）

国による分析強化、個別自治体への指導助言・体制づくり

- 重大事態の国への報告を通じた実態把握・分析、ガイドライン改訂等による全国的対策の強化（こども家庭庁とも連携して、重大事態に至るケースの共通要素（いじめの背景・原因等）を分析。未然防止や重大事態への対処を図るべく、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂等を実施）
- 重大事態の未然防止に向けた、国の個別サポートチーム派遣による各自治体等への取組改善の実施（重大事態発生件数が多い一方、いじめの認知件数等が低い都道府県等に取組状況を調査。こども家庭庁とも連携して、国から各自治体等へ指導助言を実施）
- こども家庭庁において、地域におけるいじめ防止対策の体制構築を推進するため、直轄部局がらのアプローチによりいじめ解消の仕組みづくりに向けた取組の強化や、いじめの重大事態調査について、第三者性の確保の観点から委員の人選に関する助言等を行う「いじめ調査アドバイザー」の活用等を実施。

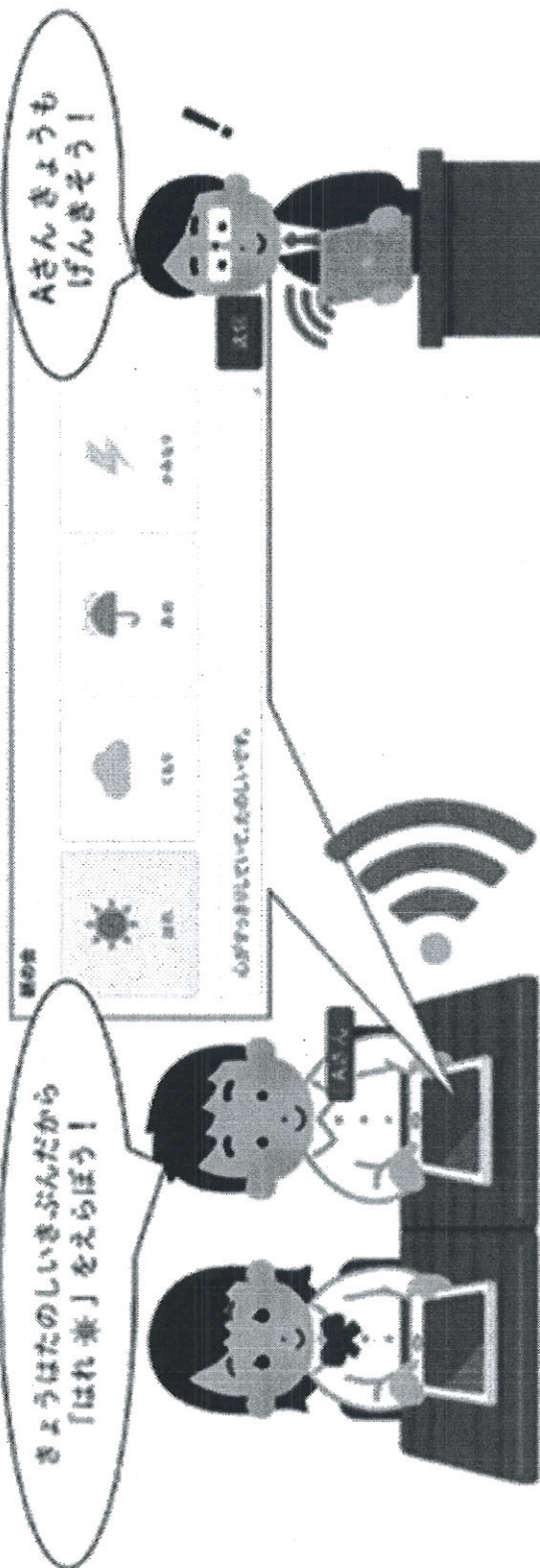
まなびポケット「心の健康観察」のつかいかた

こころ けんこうかんさつ

心の健康観察ってなに？

児童生使用

- 先生にお天気マークをつかって今日の気分をつたえることができます。
- コメントのうでもっとくわしくつたえることもできます。
- たのしいことだけでなく、こまっっていることや、かなしいことがあるときも先生につたえることができます。



児童・生徒

今日の気分を回答

教職員

回答傾向をもとに
注意が必要な子の
フォロー



4年3月6日(水)

朝の会

	はれ		くもり		あめ		かみなり
--	----	--	-----	--	----	--	------

気持ちの晴れやかで楽しいです。

送信

心の健康観察アラート

直近7日間

	10/19	10/20	10/21	10/22
1年1組 阿部 太郎			-	-
1年2組 鈴木 花子			-	-
1年1組 中澤 隆			-	-
2年3組 小林 健二			-	-
1年3組 元氣太郎			-	-
1年1組 まなび太郎			-	-

3日連続で「あめ」または
「かみなり」の場合アラートを適用

10/23 10/24 本日



山口市フューチャールーム事業 運用イメージ



山口市教育委員会学校教育課 社会教育課

フューチャールーム事業とは

不登校等の児童・生徒に対して、教室復帰のみならず、人との関わりや社会的な自立をめざすことや保護者の不安や悩みを軽減していくことをねらいとして行います。

コミュニティ・スクールの連携・協働体制を生かし、学校と地域が連携して、児童・生徒への別室登校支援や家庭訪問支援を行うことで、地域の方が今まで以上に日常的に学校とつながる場となります。

この事業は、子どもたちの未来に向けて、「地域の様々な立場の大人が子どもの応援団となろう」、「地域の子どもの地域で育てよう」願いが込められており、各小・中学校が学校の実情や地域の特色に応じた取組を展開します。

★学校が、いじめ不登校専門相談員や家庭教育支援チーム、学校運営協議会委員等に相談し、本事業に賛同し、協力してくださる地域の方、通称「フューチャーサポーター」を探し、フューチャーチームを結成します。

(例)主任児童委員、民生委員・児童委員、地域学校協働活動推進員

フューチャーサポーター

○教職員と協力して、校内にある別室、通称「フューチャールーム」で児童・生徒と関わります。

○必要に応じて登校支援や家庭訪問等も実施しながら、保護者の不安や困り感にも寄り添います。

合言葉は、
「フューチャー3D」

=できる(サポーター)人が、

できる時に、できることを！

ステップ1 あつまる

- ☐ 学校からの情報開示
- ☐ 学校参観、現状やニーズの把握
- ☐ 事業理念・児童生徒への願いや想いの共有
- ☐ フューチャーサポーターの募集
- ☐ フューチャーチーム結成
- ☐ 必要に応じてリーダー依頼



重要!

児童・生徒に関する情報の取り扱い(守秘義務)について、校長が責任をもって確認しながら進めます。



ステップ2 参画する

- ☐ フューチャールーム運用
- ☐ 活動記録の蓄積
- ☐ 家庭訪問や登下校支援
- ☐ 保護者との連携・不安の軽減
- ☐ 医療・福祉機関との連携
- ☐ 教職員とサポーターとの情報共有

重要!

教職員が、1日1回はフューチャールームを訪れ、児童生徒やサポーターと話をするなど、積極的に児童生徒やサポーターと関わります。



ステップ3 それぞれの役割を自覚する

- ☐ フューチャールーム運用に関する成果と課題の分析
- ☐ 教職員とサポーターによる情報交換会の実施
- ☐ 保護者同士のネットワークづくり ☐ 保護者や地域への発信
- ☐ アドバイザーによる助言 ☐ 教職員の資質・向上
- ☐ 他校との情報共有、好事例の共有
- ☐ 今後の支援の方向性、見通しの確認

重要!

本事業が、地域と学校のつながりの場となっているかを確認し、洗練させます。

子ども大人も
学校も、地域も
みんなに笑顔が広がります



